

# 歳時記

令和8年 11月号

公益社団法人
中播広域シルバー人材センター

## 『無事故日数 16日』（10/31現在）

**兵庫県シルバー人材センター協会**
**事業推進大会**

10/30(金)神戸松方ホールにて事業推進大会が開催され、表彰審査会で決定された8名が会員永年表彰を受賞されました。
また、当センターから推薦した安全就業推進スローガンの中から、
兵庫県シルバー人材センター協会の安全衛生・適正就業推進委員会による厳正な審査の結果、
林 妙子さんの作品が佳作に選ばれました。




表彰式には4名の方にご参加いただきました！
左から 中野 澄雄さん、前田 靖子さん
影本 美智子さん、林 妙子さん

**◆会員15年永年表彰**(順不同)

| | |
|---|---|
| 足立　誠 さん | 前田　靖子 さん |
| 松岡　時康 さん | 古川　英子 さん |
| 塚本　知子 さん | 山内　正幸 さん |
| 中野　澄雄 さん | 影本　美智子 さん |

**◆安全就業推進スローガン**
**【声かけて　ルール守りて　事故はなし】**
林　妙子 さん

**受賞者のみなさん誠におめでとうございます。今後も益々のご活躍を楽しみにしております。**

**事故発生！！**

10/15(木)　剪定作業中、電動バサミで枝を切る際に、誤って左手の小指も一緒に切ってしまう事故が発生しました。 病院で診察を受けた結果、開口骨折と診断された。
普段から気をつけて作業していても、ちょっとした油断が思わぬ事故につながることがあります。
安全に作業を終えられるよう、最後まで落ち着いて、十分注意しながら作業しましょう。

## こどもと接する業務に従事されている会員さんへ
### 令和８年12月25日から「こども性暴力防止法」が施行されます

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
制度の開始後、こどもに教育、保育などを提供する対象事業所に対し、従事者の性犯罪前科の有無の確認、安全確保措置、防止措置、情報管理措置などが求められます。
また、従事者に対して、事業所から性犯罪前科の有無を確認するための戸籍情報の提出等の手続きが求められます。
この手続きが出来なければ、こどもに接する業務に就くことができなくなりますので、
事業所から手続きを求められた場合は、速やかにご協力いただきますようお願いします。

詳しくは、「こども家庭庁」のウェブサイトや、
添付しております従事者向けリーフレットをご覧ください。
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

## Smile to smile登録・相談会日程

まだ未登録の方や、見方が分からない方は
お気軽にご参加ください。

| | |
|---|---|
| 【福崎連絡所】 11月25日（水） | ①13時30分～ ②14時～ |
| 【神河事業所】 11月26日（木） | ③14時30分～ ④15時～ |
| 【本部事務所】 11月30日（月） | ⑤15時30分～ ⑥16時～ |

【持ち物】お持ちのスマホ、IDとパスワード
※携帯の契約内容や機種により登録できない場合もあります

**完全予約制となります。**
**必ず事前に本部まで予約をお願いします（☎27-0044）**
※予約がない場合の開催はありません

## 障子・ふすま張替え講習会



以下の通り開催します。
日　　時：12月14日(月)・15日(火)
　　9時～16時
場　　所：神河事業所(神河町中村119-1)
内　　容：14日　障子張替え、ふすまバラシ,茶うけ張り
　　15日　ふすま本紙張り、枠組み、引手つけ
定　　員：5名
　　(応募者多数の場合は両日受講できる方優先)

少人数制で学ぶことができますので、ぜひご参加ください！
申し込みは、本部まで電話にてお願いします。

## ボランティア活動

10/17(土)8時30分～計78名で各町の清掃活動を行いました。
綺麗になった施設や町の方からも喜びの声をいただきました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました！







## 就業先募集

| | 派遣 |
|---|---|
| ①場所 | ①市川町 |
| ②就業先 | ②工場 |
| ③仕事内容 | ③プレス加工 |
| ④就業日 | ④週3～4日程度 |
| ⑤就業時間 | ⑤9時～15時 |
| ⑥1か月の配分金目安 | ⑥82,000円程度 |
| ⑦その他 | ⑦女性、工場勤務経験者 |

## 10月 新入会員数
## 【 9名 】

（うち会員紹介　3名）
ご紹介いただいた会員さま
ありがとうございました。

令和8年
（2026）
12/25
施行

こどもに接する現場で働く皆さまへ

# こども性暴力防止法

## による対応がはじまります！

**Point 1**

こどもに接する現場で働く方は、
**性犯罪前科の有無の確認**が必要になります。

**Point 2**

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
**こどもに接する業務に就くことができなく**なります。

## こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

## 制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。
学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

| | 義務対象 | 認定対象 |
|---|---|---|
| 対象事業 | ・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）<br>・認可保育所、認定こども園<br>・児童福祉施設　など | ・認可外保育施設<br>・放課後児童クラブ<br>・学習塾、スポーツクラブ　など |
| 対象業務 | ・教員<br>・保育士<br>・児童指導員　など | ・保育従事者<br>・放課後児童支援員<br>・塾講師、指導員　など |

## 対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

- 不同意性交等
- 不同意わいせつ
- 児童買春
- 児童ポルノ所持
- 痴漢
- 盗撮
- 未成年淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

## 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

### 性犯罪前科の確認

**アカウント登録**

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



**戸籍等の登録**

性犯罪前科の確認手続に必要です。



### こどもの安全確保

**研修の受講**

性暴力防止への理解促進に必要です。



**日頃からの見守り等**

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ☑ **性犯罪前科があると確認された場合**
- ☑ **戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合**

は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

2025年12月作成